

学校いじめ防止基本方針

八幡市立美濃山小学校

1 いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行）より

(1) 「いじめ」の定義<第二条>

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本理念<第三条>

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) いじめの禁止<第四条>

児童等は、いじめを行ってはならない。

2 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、関係機関・団体等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域、関係機関・団体等との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級活動等を活用するとともに、児童会や委員会等による主体的な「いじめ防止の取組等」を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、児童に対するいじめ調査を定期的実施するとともに、個別の面談や日常の観察等での把握に努める。
- ・いじめ調査実施後、担任との個別面談を実施する。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行う。

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付け、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処ができるよう、必要な啓発活動としての外部講師招聘や携帯電話教室等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下による「いじめ対策委員会」を設置する。

< 構成員 > 常設委員会：校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当

拡大委員会：常設委員会委員、関係学年教員、養護教諭、SC、SSW等

< 活 動 > 定期的ないじめ調査、教育相談等に関すること

いじめ事案に対する対応に関すること

いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深める取組に関すること

< 開 催 > 生徒指導部会の後の定例開催及びいじめ事案発生時の緊急開催

イ いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、八幡市教育委員会及び所轄警察署、児童相談所等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間にわたり学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に係る取組に関すること
- ・いじめの再発防止に係る取組に関すること

4 学校いじめ対応マニュアル：別紙